

茜島シーサイドスクール事業実施要綱

平成18年1月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、山口県内に住所を有し居住する児童生徒及び保護者が野島小・中学校への転入学を希望し、教育的効果が期待できる場合に、就学について一定の条件を付して、野島小・中学校への転入学を認める制度（以下「茜島シーサイドスクール事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象校及び所在地)

第2条 対象校の所在地は、次のとおりとする。

- (1) 防府市立野島小学校 防府市大字野島158-1
- (2) 防府市立野島中学校 防府市大字野島158-1

(対象学年及び定員)

第3条 茜島シーサイドスクール事業による就学（以下「就学」という）は、原則として、小学校においては3年生以上を対象とし、中学校では全学年を対象とする。定員は小・中学校合わせて20名程度とする。

(就学の条件)

第4条 就学の条件は次のとおりとする。

- (1) 就学する児童・生徒及び当該保護者は、山口県内に住所を有し居住していること。
- (2) 年度当初から1年の通年通学すること。
- (3) 野島小学校・中学校に区域外就学することが適当であると認められる児童生徒であること。
- (4) 保護者は、学校の指導体制や地域の支援体制に協力すること。
- (5) 従前の通学区域に基づく学校以外の学校に通学するという特殊事情から、身体的精神的状況がこれに耐えられること。
- (6) 通学に当たっては、保護者の送迎又は公共交通機関の利用により、保護者の負担と責任において行うこと。

(就学の手続き)

第5条 就学の手続きは次のとおりとする。

(1) 「茜島シーサイドスクール説明会」への参加

ア 新たに就学を希望する児童生徒（以下、「転入学希望者」という）の保護者は、毎年2学期に実施予定の「茜島シーサイドスクール事業説明会」に参加し、就学に必要な情報を収集する。

イ 転入学希望者の在籍学校長は、その理由や目的を保護者と十分協議し明確にする。

(2) 「体験入学」への参加

転入学希望者は、原則として「体験入学」に参加する。転入学希望者の保護者は、在籍校長にその旨を申し出て、「体験入学申込書」を防府市教育委員会に提出し、教育委員会の「体験入学許可証」により見学日を決定する。

(3) 就学申請

転入学希望者の保護者は、在籍校の校長を経由し、防府市教育委員会に「茜島シーサイドスクール事業就学申請書」（様式第1号）を毎年12月中旬までに提出する。

(4) 事前審議

在籍校の校長は、校内委員会において、「体験入学報告書」を踏まえ、転入学希望者の就学が適正かどうか審議した上で、「校内就学指導資料」を作成し、「体験入学報告書」を添えて防府市教育委員会に提出する。

(5) 審査

防府市教育委員会は、「体験入学報告書」及び「校内就学指導資料」に基づき審査の上、就学が適正と認めた場合は、「茜島シーサイドスクール事業就学許可書」（様式第2号）により、就学が適正と認められなかった場合は、「茜島シーサイドスクール事業就学却下通知書」（様式第3号）により転入学希望者の保護者に通知し、その旨を在籍学校長及び野島小・中学校長に連絡する。なお、市外に住所を有し居住するものについては、在籍学校長及び野島小・中学校長に加え、住所地の市町教育委員会に連絡する。

(6) 期間

前項による「茜島シーサイドスクール事業就学許可書」の有効期限は当該年度末までとする。

(7) 就学学校の変更手続許可

第5項により「茜島シーサイドスクール事業就学許可書」が通知された保護者は、防府市立小・中学校学区外就学取扱要領（昭和58年4月1日制定）により、就学学校の変更手続を行う。なお、市外に住所を有し居住する児童生徒の保護者は、防府市教育委員会において、所定の手続きを行う。

(8) 就学開始時期

就学は、原則として、年度当初からとする。

(就学継続の申請)

第5条の2 就学の継続希望の手続は次のとおりとする。

(1) 継続申請

茜島シーサイドスクール事業により野島小・中学校へ就学している児童生徒の保護者は、翌年度の就学について、継続を希望する場合は「茜島シーサイドスクール事業就学申請書」（様式第1号）により毎年1月末までに野島小・中学校長を経由し、防府市教育委員会に提出する。

(2) 校内審議

野島小・中学校の校長は、校内委員会において、当該児童生徒の就学が適正かどうか審議し、防府市教育委員会に報告する。

(3) 審査

防府市教育委員会は、前号の報告に基づき審査の上、継続が適正と認めた場合は、「茜島シーサイドスクール事業就学許可書」（様式第2号）により、継続が適正と認められなかった場合は、「茜島シーサイドスクール事業就学却下通知書」（様式第3号）により該当児童生徒の保護者に通知し、その旨を野島小・中学校長及び通学すべき通学区域の小・中学校長に連絡する。なお、市外に住所を有し居住するものについては、野島小・中学校長及び通学すべき通学区域の小・中学校長に加え、住所地の市町教育委員会に連絡する。

(4) 期間

前号による「茜島シーサイドスクール事業就学許可書」の有効期限は前条第6号に準ずる。

(5) 就学学校の変更手続

就学学校の変更手続は前条第7号に準ずる。ただし、第3号により「茜島シーサイドスクール事業却下通知書」が通知された児童生徒は、次の4月1日に防府市立小・中学校通学区域に関する規則（昭和二十九年一月二十五日教育委員会規則第三号）に定める通学区域の小・中学校へ転校する。なお、市外に住所を有し居住するものについては、住所地の市町教育委員会が指定する小・中学校へ転校する。

(就学の取消し)

第6条 第5条及び第5条の2により許可された児童生徒が、就学許可後において、申請の事実と異なったり、この制度の趣旨に添わない事実が生じたりした場合は、許可を取り消すことがある。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、茜島シーサイドスクール事業等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。ただし第5条の規定は平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年６月１日から施行し、令和８年４月１日以降に就学する児童生徒について適用する。

年 月 日

（宛先）防府市教育委員会教育長

保護者氏名

茜島シーサイドスクール事業就学申請書

茜島シーサイドスクール事業に係る野島小・中学校への就学について、下記のとおり申請します。

記

申請	区分	新規 ・ 継続
	就学校・新学年	防府市立野島 学校 () 学年
児童・生徒	ふりがな 氏 名	
	生年月日・性別	年 月 日 性別 (男 ・ 女)
	在籍校・現学年	学校 () 学年
	通学区域の学校・新学年	学校 () 学年
保護者	住 所	
	氏 名 ・ 続 柄	続柄 ()
	連 絡 先	(自宅・携帯・その他)
理由		

年 月 日

様

防府市教育委員会
教育長



茜島シーサイドスクール事業就学許可書

茜島シーサイドスクール事業に係る野島小・中学校への就学について、審査の結果、適正と認められたため、下記のとおり許可します。

記

許可内容	区 分	新規 ・ 継続
	就学先・新学年	防府市立野島 学校 () 学年
	就 学 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
児童・生徒	氏 名	
	生年月日・性別	年 月 日 性別 ()
	在籍校・現学年	学校 () 学年
遵守事項	1 就学する児童・生徒及び当該保護者は、山口県内に住所を有し居住していること。 2 年度当初から 1 年の通年通学すること。 3 学校の指導体制や地域の支援体制に協力すること。 4 通学に当たっては、保護者の送迎又は公共交通機関の利用により、保護者の負担と責任において行うこと。 ※遵守できない場合は、教育委員会が校長と協議し、住所地の属する学区の学校に復帰させるものとする。なお、市外に住所を有し居住するものについては、教育委員会が住所地の市町教育委員会と協議し、住所地の市町教育委員会が指定する小・中学校へ転校させるものとする。	

※ 新規・継続にかかわらず、就学学校の変更にあたり、防府市立小・中学校学区外就学取扱要領第 3 条により「就学学校変更許可願」を提出してください。なお、市外に住所を有し居住する児童生徒の保護者は、防府市教育委員会において、所定の手続きを行ってください。

年 月 日

様

防府市教育委員会
教育長



茜島シーサイドスクール事業就学却下通知書

茜島シーサイドスクール事業に係る野島小・中学校への就学について、審査の結果、適正と認められなかったため、下記のとおり通知します。

記

審 査 結 果		却 下	
児 童 ・ 生 徒	氏 名		
	生年月日・性別	年 月 日	性別（ ）
	在籍校・学年	学校	（ ） 学年
	通学区域の学校・ 新学年	学校	（ ） 学年
理 由			